

長野県知事 阿部守一 様

2024年8月20日

リニアから自然と生活環境を守る沿線住民の会

代表世話人 熊谷清人

〃 大坪勇

〃 北林強

連絡先 飯田市上郷黒田1902-10

北林強

090-1865-8868

わたくしたち「リニアから自然と生活環境を守る 沿線住民の会」は、リニア中央新幹線の長野県駅が計画される飯田市上郷地区の住民を中心に、リニア工事による住民生活や環境への悪影響を少しでも減らしたいという思いのもと結成されました。この度、中央新幹線長野県駅(仮称)新設工事に関して長野県に対して以下の要望をいたします。

記

1. 要望の要点

○リニア長野県駅東の土曾川橋梁基礎工事に対して、JR東海が2022年10月に発表した環境保全計画を変更せず、ケーソン工事で発生する現地の残土を中詰め材として使用し、要対策土を使用しないよう、長野県として強く要請してください。

○JR東海から環境保全計画の修正が提示された場合、県としても環境影響評価や住民への情報提供を徹底してください。また、この要請書を県の環境技術委員会の先生方に事前に配布していただき、諮問会議の参考にしていただくようご配慮ください。

○JR東海から環境保全計画の修正が提示された場合、構造物の管理責任を明確にし、地下水汚染など環境への影響に関するモニタリングの期間・方法および住民への周知方法を明示し、構造物の存続する全期間にわたって責任を全うするよう求めてください。

○万が一環境への影響が発生した場合の代償措置および住民への補償方法とその内容を含めた環境保全対策を県の技術委員会の諮問のもと工事前に具体的に明らかにしてください。そして、それらの内容を県と確認文書を交わしたうえで工事に着手するよう、JR東海に要請してください。

2. 趣旨説明

○リニア新駅工事に要対策土を使用する計画

飯田市のリニア中央新幹線長野県駅の土曾川橋梁工事で「要対策土」を使用しようとJR東海が計画しています。本年9月から、30km離れた大鹿村のリニアトンネル工事が出たヒ素などの重金属が基準を超えた要対策土5000立方メートルを、ケーソンの中詰め材として「活用する」としています。

○不合理な工事方法の変更。他から残土を持ってくる必要がそもそもありません

当初の説明とは異なります。2022年10月の環境保全計画では「掘削による発生土は、ケーソン基礎内の中詰め土に活用する」とされており、地元説明会でもそのように説明されていました。しかし、24年1月の飯田市座光寺地区の説明会、および2月28日の飯田市飯沼地区の説明会でJR東海は突然「要対策土」の「活用」方針を説明しました。

ケーソン基礎工事ではケーソンの下を掘り進めてケーソンを沈み込ませるために、その現場で基礎と同じ体積の残土が発生します。当初の案では、その残土をそのままケーソン内に中詰め材として使用するという合理的なものでした。しかし、本年2月の案では、この残土を現場から他の場所に運び出し、その上で30kmも離れた大鹿村から要対策土を運んできて中詰め材として使用するという不合理なものに変更されています。

○要対策土の「活用」先として最も不適な場所。鉄道の駅工事に使われた前例はありません

当地は住宅や事業所が集中しリニア新駅として発展が期待される地域です。その周辺や下流域は農業地帯であり、農業用水が工事場所の周辺から取水されています。こうした場所に要対策土を持ち込むことは、水の汚染に対する不安を多くの住民や関係者に与えています。

国交省のマニュアルでは、要対策土の受け入れ候補地の選定にあたり、住宅などが至近距離にある場合は避けるべきとされています。また、要対策土は専門工場が無害化处理が可能であり、そのような処分方法も選択肢として示されています。新幹線駅などの工事で要対策土が使われた前例はなく、長野県駅工事での要対策土の使用は全く不適切です。

○ケーソン工法の中詰め材としての要対策土の使用は前例がありません

工事期間中は荷下ろし場所が川岸に近いため、要対策土の飛散や流出が懸念されます。また、工事完了後には中詰め材から漏れる重金属類による水質汚染が懸念されます。

JR東海は「基礎は1.5mの厚さがあるので汚染が広がる心配はない」と説明しますが、構造物は経年変化による劣化は避けられません。コンクリートの寿命はせいぜい100年とされています。将来的に地震などが予想される中で、こうした構造物を安全に永続的に管理することは非常に困難です。農産物に対する「風評被害」も懸念されます。

ケーソンの中詰め材として要対策土が使われた前例はなく、実験ともとれる今回の試みは、地域住民や下流域の生活および農業に重大な脅威をもたらすものです。

○飯田市で発生した松川工区の要対策土は隣県の処分場で処理されています

今回の要対策土の「活用」計画はどの面から見ても無謀です。リニア工事では飯田市の松川工区で要対策土が発生しましたが、2年前には隣県の処分場へ排出されました。

○リニア工事で続く有害物質の流出・汚染

リニア工事に関連して、山梨県早川町の発生土置き場の地下水からセレンが、岐阜県の長島トンネル工事の発生土置き場近くの井戸からは六価クロムが検出されています。先日、飯田市下久堅の発生土置き場からは高濃度のアルカリが河川に流出したと報道されています。瑞浪市大湫町の井戸の水位低下などもあわせJR東海の環境保全への姿勢の不十分さを示すものです。このような実態から住民の不安は拭えません。

長野県が飯田のリニア中間駅を「南の玄関口」と位置づけていることを踏まえ、その玄関口に要対策土を持ち込むことはイメージダウンにつながります。

○6400余筆の署名の民意を無視しています

要対策土の持ち込みに対する住民説明会は、北条・丹保地区では実質的に2月28日の1回のみでした。6月には北条地区で懇談会が開かれ、7月には上郷で説明会が開催されましたが、これらの会合では要対策土に関する新たな説明は行われず、住民からの質問に答える形でのみ対応がされました。

要対策土の持ち込みに対する住民の理解が得られていないことを明らかにするため、私たち住民の会は、飯田市とJR東海に対し長野県駅の工事に要対策土を使用しないよう求め、署名活動を行いました。署名用紙によるものが1522筆、ネット署名が4914筆、全体で6436筆の署名を集め、7月10日に市とJR東海に提出しました。このように短期間で多くの賛同が集まったことは、今回の計画が不合理であり、多くの人々が環境への影響を懸念していることを示しています。

○自社用地だからと言って地域社会に迷惑をかけるのは許されません

自社用地であっても、影響を受けるのは周囲で生活する住民です。企業の自分勝手な許される時代ではありません。JR東海は、要対策土を自社用地内の工事や公共事業で活用すると主張していますが、実際には、地域社会の迷惑を顧みず、要対策土の処分先として工事や公共事業を利用しようとしているといえます。

○県の環境保護の手続きをないがしろにしています

要対策土にはヒ素などが含まれており、その処理には特別な配慮が必要です。そのため、現場で発生した残土をそのまま使用する場合とは異なり、周囲への影響が大きくなります。このため、環境保全計画の修正が必要なのは当然のことです。

しかし改めて修正して提出されるべき保全計画は、現時点でまだ提出されていないと聞いています。JR東海は9月から搬入を開始すると説明していますが、保全計画の修正がまだ行われておらず、具体的な提出日程も未だ明らかにされていません。

この状況を見ると、2年前の保全計画が発表されたときには、大鹿村の要対策土の仮置き場に要対策土が相当量仮置きされていたことも考慮すると、当初からケーンの中詰め材としての処理を狙っていた可能性があり、県の環境影響評価技術委員会の審査などではそのことを隠していたのではないかと考えられます。署名活動や県議会での質疑を受けて、今になって保全計画の修正作業が始まったのではないのでしょうか。要対策土の持ち込みについて最初から説明しなかったことは住民や技術委員会、ひいては長野県の存在をないがしろにするものです。都合の悪いこと、住民から批判を浴びそうなことは、なるべく後回しにするという姿勢が見受けられます。

○先月、技術委員会宛てに当方が郵送した文書は差し替えをお願いします。

住民の会は、先月、保全計画の修正案が提出される予定と聞き及び、環境技術委員会の先生方に審議会の前に実情を知っていただきたいと思います、「多数の署名を無視している」「不合理な工事方法の変更。他から残土を持ってくる必要がそもそもない」ことなど問題点を急いでとりまとめ、先月末、県環境部環境政策課宛に郵送し、委員の方々への配布を依頼しておりました。

しかし、その後、署名提出を受けた先月末の住民の会とJR東海との7月29日の懇談、8月9日の飯田市との懇談において、この要請書に前述した「要対策土が駅工事に使われた前

例はないこと」「ケーソン工法の中詰め材に要対策土を使用した前例はないこと」「投入開始を予定した9月直前になっても保全計画の修正提出の時期が明らかにされていないこと」などの重大な新事実が明らかになりました。従って、委員の先生方に改めて、この要請書を審議会の前に配布していただき審議の参考としていただきたいと思います。お願いするものです。

○工事前に県とJR東海で確認文書の取り交わしが必要と考えます

前述のように私たちは、今回の要対策土の持ち込みに大きな疑念を抱き反対しているものですが、私たちの意に反して、もし工事がおこなわれることとなった場合には管理責任を明確にし具体的な環境への影響を早期に把握し、早急に具体的な対策・補償を行っていただくことは当事者の最低限の責務と考えます。そのため万が一環境への影響が発生した場合の代償措置および住民への補償方法とその内容を含めた環境保全対策を、県の技術委員会の諮問のもと工事前に具体的に明らかにしてくださるようお願いいたします。そして、その内容を県と確認文書を交わしたうえで工事に着手するよう、JR東海に要請してくださるようお願いいたします。

○工法の変更により、工事期間がさらに延びてしまいます

工法の変更で、駅工事の工事期間が延びることも大きな問題です。工事現場周辺は多くの住民が立ち退きを余儀なくされています。立ち退いた住民の願いは、立ち退いた以上、一刻も早く工事を完了し、早期に開通してほしいということです。それにも関わらず、今回の工法の変更により、県の環境保護手続きなどで当初の計画より遅れてしまうこととなります。地元住民の期待を無視した工法の変更に対し、私たちは要対策土の使用中止を求めます。長野県には環境保全の観点からもご配慮いただきたく、お願い申し上げます。

以上